九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

[031_1990]第三十一回中央図書館貴重文物展観目録：『ローマ法大全』関係図書

九州大学附属図書館中央図書館

西村, 重雄
九州大学法学部 : 教授

https://doi.org/10.15017/1485019

出版情報：大学広報. 715, pp.1-11, 1990-10-01. The Committee of Public Relations Kyushu University
バージョン：
権利関係：

大学広報 No.715
平成２年１０月１日発行
（編集）
九州大学広報委員会

第三十一回中央図書館貴重文物展観目録
―『ローマ法大全』関係図書 ―

（中央図書館）

今回は現在の法律学の基礎といわれる『ローマ法大全』Corpus iuris civilis 関係の図書を下記により展示することになりました。教職員ならびに学生諸君に多数御覧頂ければ幸いです。

なお，展観資料の選定・解説・配列等については法学部西村重雄教授に御指導御尽力を頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。

記

展観場所：中央図書館メインロビー
展観期間：10月15日（月）より
10月26日（金）まで
（11日間）

『ローマ法大全』関係展観図書　解説

はじめに

東ローマ帝国ユースティーニアーヌス大帝（在位527年～565年）は，旧ローマ帝国版図の多くを回復すると同時に，従来の法学説および勅法の集大成を命じた。その成果として533／34年に学説彙纂50巻，勅法彙纂12巻が成立し，同時に作成された法学提要（入門書）4巻（以上は大部分ラテン語）およびその後帝が発布した新勅法（168の勅法・殆どギリシャ語）をあわせてユースティーニアーヌス帝法典あるいは『ローマ法大全』とされる。

この法典は東ローマ帝国においてはその滅亡に至るまで基本的には現行法の効力を持ち続けたと考えられている。他方，西ヨーロッパでは，中世の11世紀になってボローニア大学を中心とする学者の尽力により再び理解が可能となり復活することとなった。これに数多くの注釈Glossa（通常はその集大成としての1250年頃のアックルシウスの標準注釈）が付されて写本により流布し，ユ帝法典は多くは現行法に等しい効力をもち，ないしは「書かれた理性 ratio scripta」として尊重された。以来，西洋の法律学の歴史はユ帝法典（その注釈も含め）との格闘のなかから生れたものと言っても過言でない。フランス法およびドイツ法を継受した日本の民法もその流れの中にある。今日もなお，民法典の条文の理解にもローマ法の知識が不可欠であると言われる理由もその点にあるのであろう。

ところで，中世ローマ法学が利用したユ帝法典の本文（いわゆる流布本）は16世紀半ば以降人文主義法学の展開の中で，果たして適切であるかが検討され，多数の変更を蒙ることとなった。この結果，ユ帝法典につきいずれの校訂版を利用するかが大きな問題となることとなる。

本展観では，展示スペースとの関係で専ら『ローマ法大全』刊本の展示に限らざるをえなかった。本学に多数所蔵される中世ローマ法以降の法学著作の古刊本の展観については別の機会を持ちたい。

なお，左肩＊印の3点はミュンヘン大学法学部 W.クンケル教授（1902～1981）の遺文庫に所蔵のものであることを示す。

1．学説彙纂フィレンツェ（ピサ）写本（写真版）

JUSTINIANI AUGUSTI PANDECTARUM
CODEX FLORENTINUS　2巻本

フィレンツェ，オレスキー社 1988年

現在フィレンツェ国立図書館に所蔵される学説彙纂の最古の写本の写真版。原物は学説彙纂の成立（533年）に近い時期に羊皮紙に書かれたもの。永らく，ユ帝の原本であると信じられ，また，この写本の再発見が中世におけるローマ法復活の契機となったと言われて来た。ボローニアで成立した学説彙纂の流布本は基本的にはこの写本を基礎としていると考えられているが，多数の細かな違いがあり，そのことは人文主義者Poliziano をはじめとする研究およびフィレンツェ写本のToelliによる刊行（1553年）によってはじめて一般に明らかとなった。

6世紀当時の慣行によって写本が作成されているため，大文字のみで記され，これを単語毎に分け，句読点をつけ，さらに内容に従い項に分けるといった仕事は中世において容易な作業でなかったことは推測に難くない。

Dig.45巻1章「言語債務について」の冒頭

（今日の表記によればD.45,1,1pr.）を転写する

ULPIANUSLIBROQUADRAGENSIMOOCTAUOAD
SABINUMSTIPULATIONONPOTESTCONFICINI
SIUTROQUELOQUENTEETIDEONEQUEMUTUS
NEQUESURDUSNEQUEINFANSSTIPULATIO
NEMCONTRAHEREPOSSUNTNECABSENSQUI
DEMQUONIAMEXAUDIREINUICEMDEBENT
SIQUISIGITUREXHISUULTSTIPULARIPERSER
UUMPRAESENTEMSTIPULETURETADQUIRET
EIEXSTIPULATUACTIONEMITEMSIQUISOBLI
GARIUELITIUBEATETERITQUODIUSSUOBLIGA
TUS

2．デ・トルティス版学説彙纂後半部（1487年）

Digestum novum (Sp.41)

（トリノ，エラスムス社，1969年複刻）

中世においては写本で伝えられたユ帝法典は印刷術の発明により遂時印刷に付されることとなった。すなわち1468年法学提要が注釈付ではじめて刊行され，学説彙纂も当時の三分法（Digesta vetus, infortiatum, Digesta novum）に従い，三分冊として1474年以降各地で刊行された。

本書は当時の印刷の中心の一つであったヴェネチアのデ・トルティスが学説彙纂3冊，勅法彙纂，法学提要，新勅法あわせて6冊の形で刊行したものの複刻である。

中心部に学説彙纂のテキスト，その回りに注釈という形もその字体も当時の写本に極めて近く又，簡略記号も頻繁に利用されている。

E. Spangenberg, Einleitung Nr.41に該当し1506／7年まで9版を重ねたが，本書はその初版に当たる。

流布本テキストは項の分け方も含めフィレンツェ写本と微妙に相違している。

D.45,1の冒頭部分を転写し，前記フィレンツェ写本との比較に供する。

Ulpianus.（著作名および巻数の記載なし）Stipulatio[a] non potest confici: nisi vtroque loquente[b]. Et ideo neque mutus: neque surdus: neque infans stipulationem contrahere possunt[c]: nec absens[d] quidem: quoniam exaudire se inuicem debent. § Si quis igitur[e] ex iis vult stipulari: per seruum praesentem stipuletur: et acquiret[f] ei ex stipulatu actionem. § Item si quis ex iis obligari velit[g]: iubeat: et erit iussu[h] obligatus.

3．フラディン版学説彙纂後半部（1518年）

Digestum novum　(Sp.118)

Fradin社社章

リヨンの出版業者 Franciscus Fradinは，1510／14年に学説彙纂，勅法彙纂，法学提要をフォリオ版であわせて5冊として注釈付で刊行し，その後，1536／37年まで8版を重ねた。本書はその第5版1518年の刊行。

なおこのFradin版より各法文に法文番号が付されることとなったことは画期的である。従前は参照の法文をその法文の冒頭の数語（例えばD.45,1,1だと 1. stipulatio non potest）により参照を指示する他に方法がなかった。

また学説彙纂について，はじめてPoliziano のフィレンツェ写本についての研究を参照して流布本テキストに変更を加えている。これに対応する注釈には変更がないので，注釈にあって本文にない部分も生れてくるのはやむを得ないところであり，以降の注釈付刊本はいずれも同じ問題を抱えている。

印刷技術上も，赤字の印刷をまじえ，見事な刊本である。

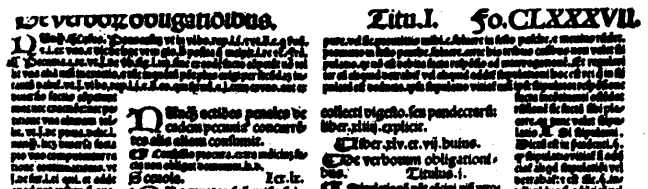

同書 D.45,1 冒頭部分

4．ケルバー版法学提要（1540年）

Institutiones　(Sp.162f.)

Kerber社社章

リヨンとならぶ当時の印刷・出版業の中心地であったパリにおいてJohann Bonhomme,Johann Petit, Thielemann Kerberが共同で学説彙纂，勅法彙纂，法学提要を五分冊の形でクァルト版で1508／11年刊行し1513／16年および1536／40年と版を重ねた。本書はThielemann Kerber未亡人による1541年（タイトルページには1540年とある）のものである。

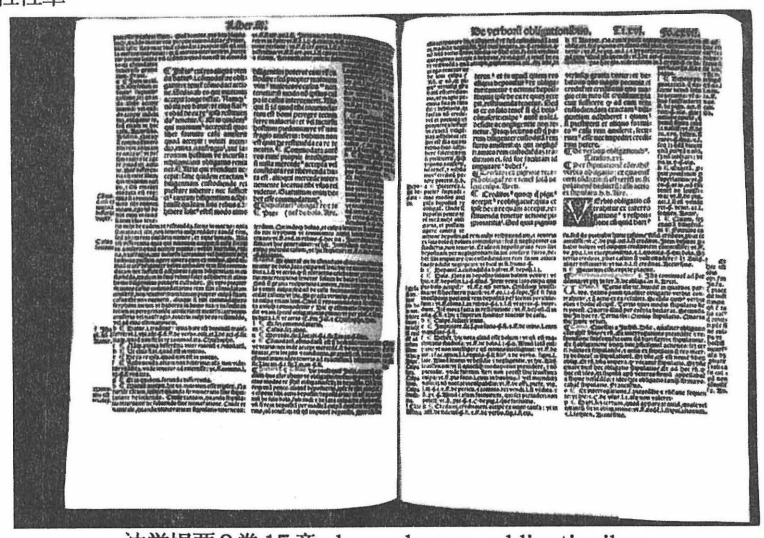

法学提要3巻15章 de verborum obligationibus
（言語債務について）の部分

5．バーゼル版バシリカ法典要約（1575年）

Lx librorum BASILIKON, id est vniversi ivris Romani, avctoritate principum Rom. Graecam in linguam taducti, Ecloga siue Synopsis, hactenus desiderata nunc edita, per Joan. Levnclaium. Ex Joan. Sambvci V. C. bibliotheca. Item, Novellarum antehac non pvblicatarvm liber. Adiunctae sunt et Ad Notationes interpretis, quibus multae leges

multaque loca iuris ciuilis restituuntur et emendantur. Basileae, per Evsebivm Episcopivm, M D LXXV 1575

東ローマ帝国においては，現実にはユ帝法典をすべてギリシャ語に訳出（逐語訳ないし要約）して利用され，それらが10世紀初頭レオ賢帝治下バシリカ法典60巻として集大成された（現存するのはその約6割）があまりの大部のために各種の要約書が作られその写本で伝えられた。本書もその1つでありJo. Levnclaiusの手になるバーゼルで発行のこの刊本がその初めての刊行である。

西ヨーロッパのローマ法研究は人文主義法学の展開の中で初めてビザンツ法源の参照が可能となり，画期的な飛躍をとげた。しかし，ギリシャ語の知識は必ずしも一般のものとならず（本書にラテン語対訳が付されているのもこの事情による）又，ギリシャ文字の印刷も多くの技術的困難を伴い，ごく限られた印刷所が印刷し得た。

学説彙纂45巻1章はバシリカ法典43巻1章にそのギリシャ語要約が収録されたが該当の法典本文は伝わらず，またこの要約にも伝えられていない。

ΤΩΝ ΒΑΣΙΛΙΚΩΝ ΒΙΒΛ. ιδ.

ΠΕΡΙ ΕΝΤΟΛΩΝ ΚΑΙ ΕΝΤΟΛΕΩΝ.

Τίτλ.α.κεφ.α.

Ἡ τῆς ἐντολῆς ἐνοχὴ, τῆς πρὸς συμφωνίας ἀγωγῆς ἐστι. καὶ πωίεται ἡ ἐντολὴ καὶ δι' ἀγγέλου, καὶ δι' ἐπιστολῆς, καὶ οἱουσδήποτε ῥήμασι, καὶ ὑπὸ ἡμέραν, καὶ ὑπὸ αἵρεσιν. καὶ τὰ χάριν εἶναι δεῖ τῶν ἐντολῶν: πρεσπηδημένων δὲ χρημάτων, μίσθωσις γίνεται. γ.

Εἰ δ' ἄτι ὁ ἐντολοδόχος, κρείττονα ποιεῖ τὴν αἵρεσιν τῆς ἐντολαμένου: χείρονα δὲ οὐδέποτε.

ς.κεφ. θεμ.γ.

Ἐπὶ αἰσχρῷ πράγματι ἐντολὴ οὐ πωίεται. ἐὰν ἐντείλωμαί σοι ὑπὲρ ἑτέρου τι πράξαι, ἵνα τοῦ μοι τοῦ ἐμοῦ χ σοῦ ἢ πρὸς ἐντολῆς ἀγωγή. εἰ δὲ ὑπὲρ σοῦ μόνου, οὐκ ἐνέχομαι: ἃ μὴ ἄρα οὐκ ἐπράξας εἰ

deducitur. Et in solidum unusquisque deponere uidetur. Contrarium est, quum plures rem communem deponunt.

BASILICORVM
LIBER XIIII.
DE MANDATIS ET PROcuratoribus.
TIT. I. CAP. I.

Obligatio mandati est actionis de consensu; l.1.D.mand. *& contrahitur mãdatum per nuntium, & per epistolam, & quibuscumq; uerbis, & in diem, & sub condicione. Mandatum gratuitum esse oportet. Nam interueniente pecunia, locatio fit.*

III.

Mandatarius interdum meliorem facit condicionem mãdantis, deteriorem uero nũquam.

Cap. VI. them. III.

Rei turpis mandatũ nullum est. Si tibi mandauero, ut pro alio quid agas; mandati actio inter te ac me nascitur. Sin pro te solum, non teneor; extraquam si facturus non fuisses, nisi

ego

B. 14, 1（D. 17, 1に対応）の部分

6．*ボドツア版ローマ法大全（1593年）

Universi iuris civilis corpus（Sp.342）

Petrus Baudoza（Baudoche）の校訂によりリヨンのGabrielis Balexerdiの元で発行の注釈付クァルト版4巻，学説彙纂2巻，勅法彙纂1巻，法学提要，新勅法（ラテン語訳）および封建封書を含む最終巻という構成をとる。なお，1600年のリヨンの別の出版元Barthol Vicentiumで再版をみており，当時高い評価を受けた。

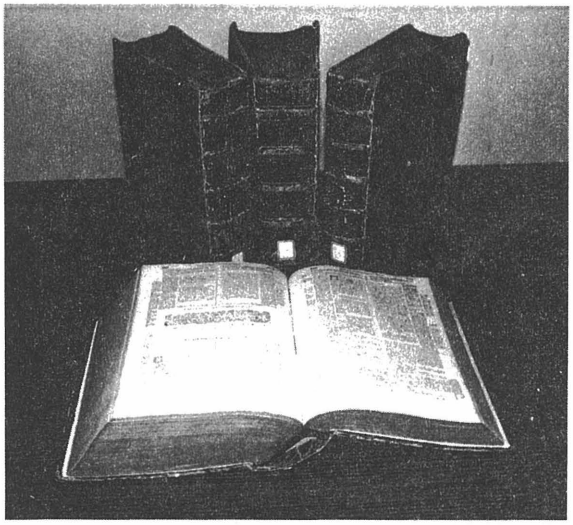

ボドツァ版4巻本とD. 45, 1冒頭部分

7．ゴトフレッドウス＝フェイイ版　ローマ法大全（1627年）

Corpus ivris civilis Justinianei（Sp.418）

（オスナブリュック，オットー・ツェラー社，1965年複刻）

Dionysius Gothofredus（Denis Godefroy）（1549～1622）は，1583年ジュネーブのJ.Stoerの元から学説彙纂，勅法彙纂，法学提要および新勅法に封建封書（ius foedarium）を加えこれらを一体として『ローマ法大全』Corpus iuris civilisの名を初めて与えて刊行した。

ゴトフレッドウスの校訂は人文主義法学の成果を取り入れ，中庸を得たものと評価され，その後16世紀末以降一般に広く入れられ，注釈付のもの，注記のみのもの等を含め多く刊行された。ユ帝法典の様々な刊本による本文の混乱がこれによって収集されることとなった。もっとも，ゴトフレッドウスのとった妥協的態度は問題を含んだがゴトフレッドウス版はその後200年を越えて使われ，19世紀末のモムゼンおよびクリューガーによる近代校訂版刊行をもってはじめてその役目を終えた。

アックルシウスの注釈および後期注釈学派Baltholus, Baldusからの抜書のみならず人文主義法学者ル・コントLe Conte, クジャスCujasの説明をも注記した版は1589年リヨンでフォリオ版6巻本としてはじめて刊行され，1604年の第2版，1612年の第3版までゴトフレッドウスが自ら手をいれ，その没後Johannes Fehusがリヨンで刊行したのがこの版である。

本書はいわゆるゴトフレッドウス版の中で注釈につき最もよい版とされリヨンでカルドンとカウェラの元で出版されたものが，近年複刻となり，研究者が手頃に利用できることとなった。

D.45,1,1,pl.はここでは次のように校訂されている。

I. VLPIANVS libro 48 ad Sabinum

STIPVLATIO[a] non potest[β] confici nisi vtroque loquente[b γ] et ideo[δ] neque mutus, neque surdus[ε], neque infans[ζ] stipulationem contrahere possunt[c]: nec absens[d] quidem: quoniam exaudire se inuicem debent. Si quis igitur[e] ex his vult stipulari, per seruum praesentem stipuletur: et aquiret[f] ei ex stipulatu actionem. Item si quis obligari velit[g], iubeat: et erit quod iussu[h] obligatus.

(ギリシャ文字は外側のクジャスの注記を指示する記号)

8．*ゴトフレッドウス＝レウヴェン版　ローマ法大全（1688年）

Corpus iuris civilis (Sp.534)

Sim. van Leeuwenの手により1663年アムステルダムで1663年ゴトフレッドウス版が発行され高い評価を得たが，そのJo. Beyrusによる再刊（ギリシャ語の本文はラテン語に訳出して掲載）

九州学報（1235号）1986，2写真と共に紹介

9．ゴトフレッドウス＝レウヴェン版　ローマ法大全（注記付）（1726年）

Corpus juris civilis　(Sp.534)　2巻フォリオ版

ACCESSERUNT,

SIMONIS VAN LEEUWEN, JC. LUGD. BAT.

ADDITI QUOQUE IN HAC NOVA EDITIONE LOCIS CONVENIENTIBUS
INDICES TITULORUM AC LEGUM EMENDATISSIMI.
PRÆMISSA EST
HISTORIA ET CHRONOLOGIA JURIS CIVILIS ROMANI,
QUÆ SINGULARI METHODO LEGUM LATARUM TEMPUS DESIGNAT.
Editio Novissima, pluribus nonis auctior & de novo revisa.

ANTVERPIÆ,
Apud JOANNEM BAPTISTAM VERDUSSEN. M. DCC. XXVI.
Cum Gratiâ & Privilegio.

社　章

アントワープのJoann Baptista Verdussenのもとで刊行

854 Digestorum Lib. XLV. Tit. I.

DIGESTORUM SEU PANDECTARUM
PARS SEPTIMA.
LIBER QUADRAGESIMUSQUINTUS.

TIT. I. I.
DE VERBORUM OBLIGATIONIBUS.

ゴトフレッドウス＝レウヴェン版 D.45,1 冒頭部分

10. *ゲバウエル版ローマ法大全（1776／1797年）

Corpus iuris civilis (Sp.572)

ローマ法源の校訂研究に一生を捧げたオランダの学者 Henryk Brencmann (1680～1738) の遺稿をもとに，G. Chr. Gebáuer と G. A. Spangenberg がゲッティンゲンで Jo. Chr. Dieterich の元から刊行したもの。第1巻が学説彙纂，第2巻が勅法彙纂（新勅法を含む）各種の流布本との異同が丁重に注記されているため，流布本の読みの再評価が生じた現在では学術的に大きな意義がある。

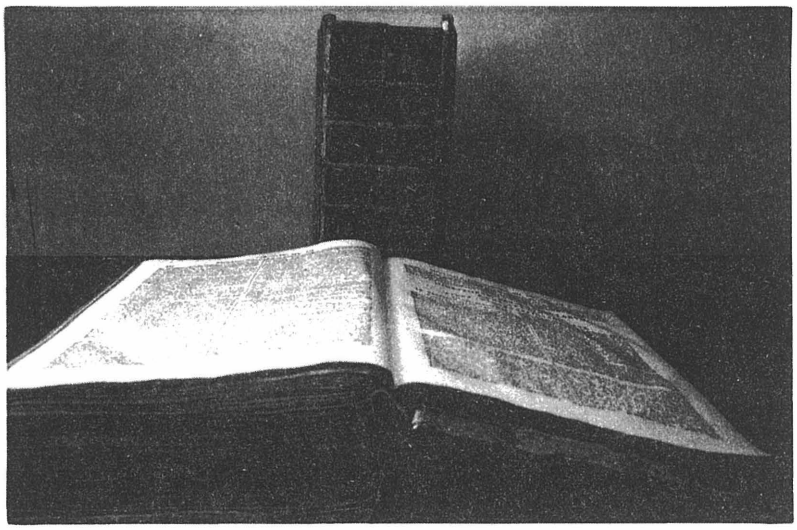

ゲバウエル版2巻および D. 45, 1冒頭部分

（文責：法学部教授　西村　重雄）